

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告示

鳥取県告示第五百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年十月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医療機関の指定
- ◇ 雑 報 鳥取食糧事務所倉吉支所由良出張所の名称の変更

名 称	所 在 地	診 療 科	開 設 者 氏 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
仲倉医院	倉吉市越殿町	外科、内科、小児科、皮膚泌尿器科	仲倉 文威	昭和四十年十月五日	乙表点数表
米子産院平林産婦人科	米子市東福原五八四ノ三	産婦人科、内科、外科	平林 正楠	九日	"
中河原診療所	岩美郡国府町中河原	内科、小児科	野津 英顕	"	"

雑 報

鳥取食糧事務所倉吉支所由良出張所の名称を次のとおり変更するのでお知らせします。

昭和40年10月22日

鳥取食糧事務所長 前 田 賢 治

新 出 張 所 名 鳥取食糧事務所倉吉支所大栄出張所
 名 称 変 更 年 月 日 昭和40年11月1日
 庁 舎 所 在 地 鳥取県東伯郡大栄町大字由良宿砂田